国自安第１１９号
令和８年８月１４日

一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会　会長　殿

国土交通省
物流・自動車局 安全政策課長
（公印省略）

異常気象時における運行の安全確保の徹底について

８月１３日、千葉県で観測された記録的な大雨により、タクシーが水没し、乗客１名が死亡するという大変痛ましい事案が発生しました。

詳細な事故原因については現在調査中ではありますが、今後、同様の事案を二度と起こさないため、一層の安全確保に取り組む必要があります。

つきましては、貴会におかれましては、異常気象時における運行の安全確保について、下記事項を徹底するよう、傘下会員事業者に対して、周知方お願いいたします。

記

１．運行管理者の行うべき事項

（１）異常気象時には、運転者に対して危険地帯の走行を避ける等、適切指示を行うこと。また、適切な指示を可能とするために、洪水ハザードマップ等を入手するなどして情報収集に努めること。

（２）気象及び道路状況の変化を的確に把握するため、インターネット、テレビ、道路交通情報センター等からの情報収集に努めること。

（３）得られた情報をもとに運転者に対し的確な運行指示を与えること。特に、大雨、洪水等の災害警報が発令されている場合には、運行中止を含め、乗客の安全を最優先にした措置を講じること。

（４）緊急時に備え、運行管理者と運転者が密接かつ速やかに連絡できる体制を整えておくこと。

２．運転者の行うべき事項

（１）異常気象時には、アンダーパスや河川沿い道路を回避するとともに、水深が不明な道路には進入しないこと。

（２）運行することが危険と認められたときは、運行を中止して乗客を速やかに待避させる等、乗客の安全確保を最優先すること。

（３）運行の判断が出来ない場合は、運行管理者から適切な指示を受けること。

以上